

# 名古屋市国際展示場における 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和2年8月13日  
名古屋市観光文化交流局 MICE 推進室

国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針、専門家会議新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡、愛知県新型コロナウイルス感染拡大予防対策指針及び市が主催する催物（イベント等）に係るガイドライン等並びに当地域の感染状況等を踏まえ、名古屋市国際展示場について、本ガイドラインに従って適切な感染防止対策等を講じたうえで、開館する。

- ・ 本ガイドラインは、当面の間運用することとし、国等の動向を踏まえ更新等を行う。また運用終了時期は当地域の感染状況等を踏まえ、総合的に判断する。
- ・ 本ガイドラインを順守しない使用者（主催者）に対しては、使用を許可しない、又は使用の許可を取り消すことができるものとする。

## 1. 使用者（主催者）が順守する事項

- ア. 感染者が出た時の追跡調査のため、来場者（観客・出展者・設営スタッフ等含む。以下同じ。）など場内に入る人の連絡先を把握する。
- イ. 来場者に対して、国から提供されている新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）をインストールするよう促す。
- ウ. 来場者の検温を行い、37.5度以上の発熱がある場合は入場しないように要請する。
- エ. 来場・入場を控えてもらった場合の対応（払い戻し措置等）を規定する。
- オ. 以下に該当するスタッフは従事させない。
  - A) 37.5度以上の発熱がある人
  - B) 咳・咽頭痛等の症状が認められる人
  - C) 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航並びに当該国・地域の在住者と濃厚接触がある人
  - D) 過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした人及び過去2週間以内に同様の症状にある人との接触歴がある人
  - E) その他、感染の疑いの不安がある人
- カ. スタッフの手洗い・消毒、マスク着用等による咳エチケット、身体的距離の確保等「新しい生活様式」に基づく行動を徹底するとともに休憩や食事の分散を図る。
- キ. 厚生労働省の示す方法に従い、定期的に窓の開放による換気又は機械換気を行う。※運用方法については、施設管理者と調整を行うこと。
- ク. 以下の事項に取り組み密集の発生が想定されないようにする。

- A) 参加人数は、国が示す「催物開催に係る段階的緩和」に従う。
- B) 出入口で人数をカウントする、座席指定制とする等参加人数の管理を行う。
- ケ. 以下の事項に取り組み密接の発生が想定されないようにする。
  - A) 大声での発声、歌唱、声援など感染リスクが高い行為が伴うイベントを行わない。
  - B) 携帯用拡声器等を活用し、大声での誘導、アナウンスを行わない。
  - C) 商談コーナー等の対面会話が行われる箇所は2 m以上距離とるか、アクリルボード設置等の飛沫感染防止措置を行う。
  - D) 飲食スペースを設ける場合は、座席の間隔を空け（1 m、できれば2 m）、真正面での飲食とならないように椅子等を配置する。
- コ. 会場出入口及び施設内に消毒設備を設置する。
- サ. 会場内で人の手の触れる箇所を定期的かつ終了後に消毒する。
- シ. 感染者による施設の利用が明らかになった場合は、速やかに保健センター、施設管理者等に連絡をとり感染追跡調査等の実施に協力する。
- ス. 当ガイドラインに定めるほかは、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインを踏まえ、感染拡大防止のための取組を適切に行う。
- セ. 全国的又は大規模なイベントを開催する場合は、愛知県にイベント開催要件等について事前相談をする。
- ソ. 「2. 来場者の順守する事項」について来場者に周知する。

## 2. 来場者の順守する事項

- ア. 「使用者（主催者）が順守する事項」ア及びイに協力する。
- イ. 以下に該当する場合は来場しない。
  - A) 37.5 度以上の発熱がある人
  - B) 咳・咽頭痛等の症状が認められる人
  - C) 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航並びに当該国・地域の在住者と濃厚接触がある人
  - D) 過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした人及び過去2週間以内に同様の症状にある人との接触歴がある人
  - E) その他、感染の疑いの不安がある人
- ウ. 手洗い・消毒、マスク着用等による咳エチケット、身体的距離の確保等「新しい生活様式」に基づく行動を徹底する。
- エ. 大声での会話等、感染リスクの高い行為を行わない。
- オ. イベント前後や休憩時間においても三密（密集、密接、密閉）の環境を避けるほか、そこにおける交流等を控える。
- カ. 感染が明らかになった場合は、保健センター等の感染追跡調査等の実施に協力する。また、濃厚接触者となった場合も同様とする。

## 3. 施設管理者（指定管理者）の行う事項

- ア. 職員の体調管理・手洗い・消毒、マスクの着用等による咳エチケット、身体

的距離の確保等「新しい生活様式」に基づく行動を徹底する。

- イ. 施設内の換気を徹底する。
- ウ. 休憩所のベンチ等は、間隔を空け（1 m、できれば2 m）配置する。
- エ. 受付カウンターなど人と人が対面する場所は、2 m以上の距離をとるか、アクリル板・透明ビニールカーテンなどでの飛沫感染防止措置を行う。
- オ. 施設内のレストラン・食堂等は、座席の間隔を空け（1 m、できれば2 m）、真正面での飲食とならないように椅子等を配置するなど業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインを踏まえ、感染拡大防止のための取組を適切に行う。  
※指定管理者の管理外のレストラン等に関しては市から直接指示する
- カ. 市が準備したサーモグラフィ、非接触型体温計などを使用者に無償貸与（測定は使用者の責任にて行う）する。
- キ. アルコール消毒液等を施設入口やトイレなどの共用部に設置する。
- ク. トイレ、ロビーなどの共用部を定期的に消毒する。
- ケ. トイレ出入口前にパーテーションを設置し出入口扉を常時開放にするなど人が手に触れる個所を減らす工夫をする。
- コ. トイレについては感染リスクが比較的高いと考えられるため、蓋を閉めて汚物を流すよう表示する、ハンドドライヤーを止める。
- サ. 感染者による施設の利用が明らかになった場合は、速やかに保健センターに連絡をとり感染追跡調査等の実施に協力するとともに、各施設内の消毒作業など必要な措置について助言を受けるものとする。
- シ. 「1. 使用者（主催者）が順守する事項」について使用者に徹底する。また、使用者に対し、誓約書を提出するよう求める。
- ス. 「2. 来場者の順守する事項」を施設入口など共用部に掲示し、来場者に周知徹底する。